

令和3年度 築港デイサービスセンター 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 事業所の基本方針

(1) 港区内にはここ数年、様々なサービスのデイサービスが出来ており、利用者の取り合いが起きています。利用率の落ち込みはそれに端を発する物と捉えています。今年度も事業所の質の高いサービスを前面に押し出し新規利用者の確保を図っていき利用率を安定させていきます。

①身体拘束ゼロ宣言（身体拘束廃止推進活動）

②笑顔で支援

介護は知識や技術だけでは完結しません。介護を提供する職員が明るく優しく、いつも笑顔で応対することで介護という人間関係が温かくなっていきます。笑顔を常に意識して介護支援及びサービス提供を行っていきます。

③職員研修の充実と職員の資質向上

随時実施している職員内部研修を充実させ、外部研修への参加を進めます。研修受講後の職員間での内容及び情報の共有化を図っていきます。

④地域の福祉拠点づくり、社会貢献に尽くす

地域保育園との交流会や、ボランティアの積極的な導入など、地域との連絡交流を充実させ、地域の福祉拠点としての中核を担う存在になるよう努め、地域への貢献及び社会貢献活動にも積極的に関わっていきます。

⑤コンプライアンスの徹底と個人情報保護

職員に対してコンプライアンスの徹底を図ります。また、改正個人情報保護法の全面施行（2017.5）に伴い個人情報保護に対する意識を高めるとともに、プライバシー情報（センシティブ情報）の取り扱いにも留意し、人権尊重の意識を高めていきます。

4. 運営指針

法人理念と基本方針を基軸に、時代とともに変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。また、有事の際にも業務を継続する体制整備を強化し安全・安心なサービスを提供します。

(1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

令和3年度の介護報酬の改定で基本報酬は1%程度上がったものの、各種加算（サービス提供体制強化加算・入浴介助加算等）の算定要件引き上げで、要件が満たされない加算もあり実質は引き下げとなります。また、要支援利用者の増加による減収等厳しい状況が強いられています。

安定した運営を継続するため80%以上の利用率を目標とします。

【利用者サービス】

充実した時間を過ごしていただけるよう、季節に合わせたイベントやレクリエーション・リズム体操・歌唱等を通じて心身機能の維持向上、介護予防に努め、社会参加・社会貢献・生きがいがづくり・健康づくりなどの活動として取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス等の感染対策にも引き続き強化していきます。

【地域公益活動】

①福祉に関するあらゆる世代の関心を高め、その裾野を広げる取り組みで、事業所が主体的に実現できるものとしてネットワーク推進員等との連携による地域ニーズへの対応、介護実習生や地域ボランティアの受け入れがあります。事業所への周囲の理解を深めるとともに地域社会との接点となり、活発な交流へと発展する機会として積極的に受け入れていきます。また、地域の保育園とも交流を持ち季節の行事ごとに共同行事（joint）を行い、生きがいを持った豊かな生活を目指し、行事で楽しく過ごせるように取り組んでいきます。

【職員確保と育成】

- ①職員一人ひとりが介護の魅力を引き出すことで仕事の良さをみんなに伝えていきます。
- ②日々、生成変化する介護ニーズに対応して、ルーチンワークにならない創造的な介護を目指します。
- ③紙媒体の求人誌以外にも、インターネット上の多様な求人サイトを充実させることで、新卒及び中途採用の生活支援員(介護職員)の確保に努めます。

【建物・設備】

- ・修繕及に向けての計画的な取り組み

建物は平成12年に竣工し、今年で22年目を迎えることとなります。設備面でも空調や電気設備等、建物内各所で老朽化が目立ち、補修や更新が必要な箇所も多々出てきています。

具体的な計画を検討するとともに財源の確保を含めて資金の準備に努めていきます。

【数値目標】

- ① 利用率80%以上の維持による安定運営
- ②身体拘束ゼロ宣言(身体拘束廃止推進活動)
 - (2) 中長期運営指針
- ①情報公開の推進、情報共有の深化、情報セキュリティの強化

ホームページなどの情報公開、事業所内情報の共有、情報漏洩策の強化を進めていきます。
- ②人権擁護の推進、虐待防止、身体拘束の廃止

高齢者虐待防止、身体拘束廃止などを推進し、高齢者に優しいサービスを提供します。いろいろな社会的差別などにも敏感になり、差別のない社会を目指します。
- ③介護保険の基本である自立支援を進める

高齢者に対して様々な形での自立支援(社会、経済、日常生活、精神、身体など)を進めていきます。救護施設(こうせいみなと)との連携も視野に入れます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

(1) 利用者満足度の追求・苦情への対応
利用者満足度を高める方法として、事業所に意見箱を設置し、事業所に対して意見や要望を出しやすい環境を作ります。集められた意見や苦情に対して真摯に向き合い、解決に向け積極的に取り組みます。また、利用者アンケートを年1回実施し、受け止めた意見を利用者サービスの見直しに生かすことで、常にサービスの質の向上を図ります。

(2) 健康維持管理サービス

来所時にバイタルチェックを行い、必要に応じ主治医、医療機関、家族へ連絡を行い、疾病等の早期発見、早期

治療に努めます。

(3) 食事サービス

食べることは大きな楽しみの一つでもありますので、食卓の雰囲気や気配り、四季折々に季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を提供します。

また、事業所における食中毒等の事故を未然に防ぐため、安全な食材の確保と安全な調理に努め、職員・利用者が手洗いや消毒などを励行し衛生管理に努めます。

(4) 機能訓練

急性期から回復期にかけての医療分野と、維持期での介護分野の関係が相互に連携しあう体制を構築していくとともに、介護予防としてのプログラムの導入を図っていきます。

(5) サービス向上

①ご利用者様一人一人求めておられることが異なれば、そのニーズも日々変化していきます。快適にご利用頂けるこだわりを常に持ち続けることで、より良いサービスの改善が図られると思います。現在のサービス提供に満足することなく、研修や新しい試みの実現を通して、常に利用者本位の立場からサービスの永続的な改善に取り組んでいきます。

②福祉サービス第三者評価を2017年に受審しました。これらの中で多くの改善点が見つかり、この結果を受けて真摯にサービスの質の向上を図りたいと考えています。

(6) 人権重視のサービス提供(身体拘束ゼロ・虐待防止の推進)

①高齢者虐待防止法の周知徹底を図ります。定期的な研修の他にも虐待防止に向けた具体的な施策を実施します。

②人権重視のサービス提供を目指して、介護や生活全般を見直します。また、虐待につながる不適切ケアを常にチェックして改善する中で、職員に虐待防止の考え方を浸透させていきます。

③人権意識の向上を図ると共に、身体拘束廃止に向けた取り組みを強化します。

6. 配置される職員体制について

・質の高い介護サービスを提供するには職員の質が問われてきます。そのため職員には各研修会や会議を通じて教育が届くように指導していきます。

・介護保険法その他の法令に基づき、必要な職種・人員を確保し、利用者に適切なサービス提供ができる体制の維持に努めていきます。

(1) 会議・委員会・研修・資格

【法人】

法人全体での経営状況の検討や収支報告、課題検討、福祉情報の共有などを目的に各種会議を設けています。

①毎月開催会議

- ・法人内施設連絡会議
- ・介護保険事業部会議
- ・研修企画部会議
- ・職員採用会議

【事業所内】

事業所の方向性や直面する課題解決のため他職種協同により協議できる場面を設け、分析や見直し作業を実施していきます。

①毎月開催会議

- ・職員・サービス検討会議

②随時開催会議・委員会

- ・苦情解決委員会
- ・広報会議

③研修計画

利用者の人権を尊重し多様性を認め合うためには、事業所内外での教育機会が必要となります。専門家による講義により最新の知識や技術、社会福祉動向を身につけ専門性の向上を図ります。

事業所内研修においては、これまでに蓄積したノウハウを集約した業務マニュアルに則り、手順の統一化を図り、業務の標準化をすすめていきます。次の段階として、業務の効率化とサービスレベルの底上げを行っていきます。研修受講による技術修得と同時に、講師役となった職員は知識や技術を伝承していくことの大切さを感じ取ることで指導的な役割を学ぶことができます。

④資格取得支援

職員の平均レベルを引き上げ実績に基づいた技術を確保するため、職員自身の励みともなるよう各種資格取得を支援していきます。

(2) 法人内事業部・事業所間の連携

法人内事業部（介護保険、生活福祉、研修企画）間での連携により法人としての方向性を確認し、今後の進むべきあり方を日々研鑽し創造していきます。

また、法人のスケールメリットを活かし、どんな福祉相談に対しても対応し、必要機関に繋げることのできる地域の福祉拠点を目指します。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

介護事故防止に向けてリスクマネジメントを充実させていき、転倒リスクの高い方には個別対応を行い骨折の減少を図り、また丁寧な介護を行うことで表皮剥離、

誤嚥、誤飲、介護ミスなどの事故の減少を目指します。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

介護サービスを提供するにあたり、利用者本人やキーパーソンとなる家族からセンシティブな情報を入手することは少なくありません。サービス実施の上で必要な情報には、扱いを間違えると悪用されるような個人情報まで含まれていますので、特に取り扱いには注意を払う必要があります。

法人規程や取り扱いマニュアルに則り徹底した情報管理を行います。事業所内 PC には情報セキュリティソフトを導入し、データ操作のログ管理をおこない万が一の情報漏洩時にはそのポイントを特定できるような対策を十分に行っていきます。

(3) 防災災害等緊急時の対応

台風や地震などの突発的な災害時にも全ての職員が迅速かつ適切に対応できるよう業務継続計画（BCP）をもとに訓練を行い、被害を最小限にとどめられる知識や技術を身につけていきます。

また、通所介護事業所は、被害を受けた地域にとっても必須の社会資源であることを念頭に置き、併設事業所他、地域の自治会や近くにある法人内施設の愛港園、第2愛港園等、相互に応援態勢を取れるよう連携を強化し、事業所機能維持のための業務継続計画（BCP）の点検・見直しを定期的に行っていきます。

(4) 感染症への対応

新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対応を強化していきます。

感染症を事業所内に職員が持ち込むことのないよう、平日頃より体調管理に努め、出勤時の検温・うがい・手洗いや業務中のマスク着用、館内の消毒など基本的な感染症予防対策を徹底して予防・まん延防止に取り組みます。マスクやガウン、消毒用アルコールなど備蓄物品の定期的な在庫確認を行い万々に備えつつ、職員には感染対策の知識を浸透させるために計画的に研修を行いいざという時に即応できる体制を整えます。

地域で感染症の流行が起こった際にも地域の利用者が利用しやすい施設サービスの提供が可能となるよう努めます。

(5) 防犯に関する体制対策

利用者にとって生活の場である福祉施設では、外部からの不審者の侵入や事業所内備品の盗難など防犯への対策も必須課題の一つです。

施錠や巡回監視など初歩的な防犯対策を取るとともに不審者の侵入を未然に防ぐよう警備システムの導入をしています。

令和3年度 年間行事計画、特別献立

	行 事	特 別 献 立
4月	お花見	「お花見（弁当）」
5月	母の日	「端午の節句」
6月	父の日	「父の日」
7月	七夕（笹飾り）	「七夕」「土用の丑」
8月	夏祭り（模擬店）	「お盆」
9月	敬老祝賀会	「秋分の日」
10月	室内運動会	「体育の日」
11月	屋台（模擬店）	「文化の日」
12月	クリスマス会 餅つき 冬至	「クリスマス」
1月	書き初め	「おせち料理」
2月	節分豆まき	「節分」「バレンタインデー」
3月	雛人形作り	「ひな祭り」「春分の日」

※毎月～誕生会

※みなとふれあい福祉のひろば（冬期：実施日未定）

※港区デイサービス事業者連絡会（随時）

※地域保育園との交流会（随時）

※各種ボランティア（随時）

令和3年度 職員内部研修会計画

月	研 修 内 容
4月	事業計画について、制度の見直し
5月	個人情報保護、プライバシーの保護の取組み、人権研修
6月	食中毒予防について
7月	非常災害時の対応について（BCP業務継続計画）
8月	接遇・マナーについて
9月	事故の発生及びその再発防止について
10月	身体拘束等の排除のための取組について
11月	感染症対策について
12月	認知症ケアについて
1月	高齢者虐待防止について
2月	人権研修、感染症対策について
3月	倫理及び法令遵守について